

令和6年11月通常会議

議案第143号

# 大津市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について

令和6年12月10日

都市計画部 開発調整課

# 1. 改正の背景

## ○宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の改正

令和5年5月に「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土等規制法）」に改正されたことに伴い、本市においては、令和7年4月1日より新法による運用を予定している。

新法では、規制区域や規制対象の拡大に加え、中間検査の実施など、審査等において業務量が増加することになるため、これまでの宅地造成等規制法に関する手数料を廃止し、新たに盛土規制法に関する手数料を定めることとした。

また、都市計画法の開発許可等に関する手数料についても、全庁的に手数料の見直しを行う中で、盛土規制法に関する手数料の単価との整合性を図るため、あわせて改定することとした。

## 2. 改正の内容

### (1) 新規設定の手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称	金額(円) 1件につき
24(1)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料	13,000～ 550,000
24(2)	土石の堆積に関する工事許可申請手数料	9,000～ 100,000
24(3)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料	1,300～ 550,000
24(4)	土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料	900～ 100,000
24(5)	盛土等工事の許可等に関する証明交付手数料	4,700

## 2. 改正の内容

### (2) 変更する手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称 (区分)	金額(円) 1件につき	
		現行	改正後(案)
22(1)	優良宅地造成認定申請手数料 (租特措法28-4-3-5-1、63-3-5-1他)	130,000～ 870,000	140,000～ 960,000
22(3)	優良宅地造成認定申請手数料 (租特措法28-4-3-7-1、63-3-7-1)	86,000	95,000
25(1) ア	開発行為許可申請手数料 (自己居住用:0.1ha未満～10.0ha以上)	8,600～ 300,000	9,500～ 330,000
25(1) イ	開発行為許可申請手数料 (自己業務用:0.1ha未満～10.0ha以上)	13,000～ 480,000	14,000～ 520,000
25(1) ウ	開発行為許可申請手数料 (非自己用:0.1ha未満～10.0ha以上)	86,000～ 870,000	95,000～ 960,000

## 2. 改正の内容

### (2) 変更する手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称 (区分)	金額(円) 1件につき	
		現行	改正後(案)
25(2)	開発行為変更許可申請手数料	860～ 870,000	950～ 960,000
25(3)	建築物の特例許可申請手数料	46,000	50,000
25(4)	予定建築物以外の建築許可申請手数料	26,000	27,000
25(5)	開発許可を受けない土地における建築許可申請手数料	6,900～ 97,000	7,100～ 99,000
26(6)	地位の承継承認申請手数料	1,700～ 17,000	1,900～ 19,000
25(8)	開発行為又は建築に関する証明交付手数料	4,000	4,700

### (3) 廃止する手数料

旧宅地造成等規制法に関する手数料

### 3. 手数料算定方法

#### ○手数料算定の考え方

国が示す算定例に基づき手数料を定める。  
人件費及び物件費の計算に用いる単価は、大津市の直近3年間（令和3年度～令和5年度）の平均決算額を用いる。

$$\text{手数料} = \text{人件費} (\text{※1}) + \text{物件費} (\text{※2})$$

※1 人件費：職員の1時間あたりの人件費×平均処理時間

※2 物件費：1件あたりの支出額×(平均処理時間／許可全体の平均処理時間)

## 4. 今後のスケジュール(案)

### ○ 1 1 月通常会議

大津市手数料条例の一部を改正する条例（案）を提出  
→議決後に条例公布（周知期間3ヶ月）

### ○令和7年4月1日条例施行

## 5. (参考) 改定後の手数料の見込み

令和5年度の手数料決算額を改定後の金額に置き換え計算すると、年間で約702千円の増額となる。

(1.08%増加)

手数料名称	令和5年度		改定後
	件数	金額	
開発行為の許可等手数料	157	7,922,210	8,604,900
宅地造成に関する工事の許可等 手数料	26	389,400	409,000
合計	183	8,311,610	9,013,900

また、令和7年度から盛土規制法が施行され、規制区域や規制対象の拡大に伴い、許可件数の増加が見込まれるため更に増加するものと考えられる。

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
<p>大津市手数料条例</p> <p>平成12年3月24日</p> <p>条例第12号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>第1項から第21項まで省略</p> <p>22 優良宅地の認定等</p> <p>（1） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく優良宅地認定申請に対する審査</p>		<p>大津市手数料条例</p> <p>平成12年3月24日</p> <p>条例第12号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>第1項から第21項まで省略</p> <p>22 優良宅地の認定等</p> <p>（1） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく優良宅地認定申請に対する審査</p>	
造成宅地の面積	金額（1件につき）	造成宅地の面積	金額（1件につき）
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	130,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	140,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	190,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	210,000円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	260,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	280,000円
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	390,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	430,000円
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	510,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	560,000円
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	660,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	720,000円
10.0ヘクタール以上のとき	870,000円	10.0ヘクタール以上のとき	960,000円

(3) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく優良宅地認定申請に対する審査 1件につき 86,000円

2.4 宅地造成に関する工事の許可等

(1) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号において「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可申請に対する審査

<u>切土又は盛土をする土地の面積</u>	<u>金額(1件につき)</u>
<u>500平方メートル以下のとき</u>	<u>12,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき</u>	<u>21,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき</u>	<u>31,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき</u>	<u>47,000円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき</u>	<u>67,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき</u>	<u>110,000円</u>

(3) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく優良宅地認定申請に対する審査 1件につき 95,000円

2.4 宅地造成等に関する工事の許可等

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可申請又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可申請に対する審査

<u>盛土又は切土をする土地の面積</u>	<u>金額(1件につき)</u>
<u>500平方メートル以下のとき</u>	<u>13,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき</u>	<u>22,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき</u>	<u>31,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき</u>	<u>45,000円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき</u>	<u>57,000円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき</u>	<u>76,000円</u>

100平方メートル以下のとき	
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	170,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	250,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	340,000円
100,000平方メートルを超えるとき	420,000円

100平方メートル以下のとき	
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	120,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	180,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	290,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	420,000円
100,000平方メートルを超えるとき	550,000円

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可申請に対する審査

土石の堆積をする土地の面積	金額（1件につき）
500平方メートル以下のとき	9,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	11,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	13,000円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	16,000円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	22,000円

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき</u></td> <td><u>25,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき</u></td> <td><u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき</u></td> <td><u>42,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき</u></td> <td><u>57,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき</u></td> <td><u>85,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>100,000平方メートルを超えるとき</u></td> <td><u>100,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき</u>	<u>25,000円</u>	<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき</u>	<u>30,000円</u>	<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき</u>	<u>42,000円</u>	<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき</u>	<u>57,000円</u>	<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき</u>	<u>85,000円</u>	<u>100,000平方メートルを超えるとき</u>	<u>100,000円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき</u>	<u>25,000円</u>												
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき</u>	<u>30,000円</u>												
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき</u>	<u>42,000円</u>												
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき</u>	<u>57,000円</u>												
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき</u>	<u>85,000円</u>												
<u>100,000平方メートルを超えるとき</u>	<u>100,000円</u>												
<p><u>(2) 旧宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。</u></p>	<p><u>(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が550,000円を超えるときは、550,000円とする。</u></p>												

ア 宅地造成に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じて前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 切土又は盛土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じて前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じて第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 盛土又は切土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じて第1号に規定する額

ウ その他の変更については、11,000円

（4）宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じて第2号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 土石の堆積を行う土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土

25 開発行為の許可等

(1) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	金額（1件につき）
0.1ヘクタール未満のとき	<u>8,600円</u>
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>22,000円</u>
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>43,000円</u>
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	<u>86,000円</u>
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	<u>130,000円</u>
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	<u>170,000円</u>
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	<u>220,000円</u>
10.0ヘクタール以上のとき	<u>300,000円</u>

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的

石の堆積を行う土地の面積に応じて第2号に規定する額

ウ その他の変更については、11,000円

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定による証明書の交付 1件につき 4,700円

25 開発行為の許可等

(1) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	金額（1件につき）
0.1ヘクタール未満のとき	<u>9,500円</u>
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>24,000円</u>
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>47,000円</u>
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	<u>95,000円</u>
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	<u>140,000円</u>
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	<u>190,000円</u>
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	<u>240,000円</u>
10.0ヘクタール以上のとき	<u>330,000円</u>

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的

で行う開発行為の場合

開発区域の面積	金額（1件につき）
0. 1ヘクタール未満のとき	<u>13,000円</u>
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき	<u>30,000円</u>
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき	<u>65,000円</u>
0. 6ヘクタール以上1. 0ヘクタール未満のとき	<u>120,000円</u>
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>200,000円</u>
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>270,000円</u>
6. 0ヘクタール以上10. 0ヘクタール未満のとき	<u>340,000円</u>
10. 0ヘクタール以上のとき	<u>480,000円</u>

ウ その他の開発行為の場合

開発区域の面積	金額（1件につき）
0. 1ヘクタール未満のとき	<u>86,000円</u>
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき	<u>130,000円</u>
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき	<u>190,000円</u>
0. 6ヘクタール以上1. 0ヘクタール未満のとき	<u>260,000円</u>
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>390,000円</u>
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>510,000円</u>
6. 0ヘクタール以上10. 0ヘクタール未満のとき	<u>660,000円</u>
10. 0ヘクタール以上のとき	<u>870,000円</u>

で行う開発行為の場合

開発区域の面積	金額（1件につき）
0. 1ヘクタール未満のとき	<u>14,000円</u>
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき	<u>33,000円</u>
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき	<u>71,000円</u>
0. 6ヘクタール以上1. 0ヘクタール未満のとき	<u>130,000円</u>
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>220,000円</u>
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>290,000円</u>
6. 0ヘクタール以上10. 0ヘクタール未満のとき	<u>370,000円</u>
10. 0ヘクタール以上のとき	<u>520,000円</u>

ウ その他の開発行為の場合

開発区域の面積	金額（1件につき）
0. 1ヘクタール未満のとき	<u>95,000円</u>
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき	<u>140,000円</u>
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき	<u>210,000円</u>
0. 6ヘクタール以上1. 0ヘクタール未満のとき	<u>280,000円</u>
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>430,000円</u>
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>560,000円</u>
6. 0ヘクタール以上10. 0ヘクタール未満のとき	<u>720,000円</u>
10. 0ヘクタール以上のとき	<u>960,000円</u>

(2) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請に対する審査1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて前号に規定する額に10分の1（公共施設の位置又は規模の変更を伴う場合にあつては、10分の3.5）を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更 10,000円

(3) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）及び附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査 1件につき 46,000円

(4) 都市計画法第42条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査 1件につき 26,000円

(5) 都市計画法第43条の規定に基づく開発許可を受けない市

(2) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請に対する審査1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が960,000円を超えるときは、960,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて前号に規定する額に10分の1（公共施設の位置又は規模の変更を伴う場合にあつては、10分の3.5）を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、11,000円

(3) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）及び附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査 1件につき 50,000円

(4) 都市計画法第42条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査 1件につき 27,000円

(5) 都市計画法第43条の規定に基づく開発許可を受けない市

街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査

敷地の面積	金額（1件につき）
0. 1ヘクタール未満のとき	6, 900円
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき	18, 000円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき	39, 000円
0. 6ヘクタール以上1. 0ヘクタール未満のとき	69, 000円
1. 0ヘクタール以上のとき	97, 000円

(6) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき 1, 700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2, 700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のも

街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査

敷地の面積	金額（1件につき）
0. 1ヘクタール未満のとき	<u>7, 100円</u>
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満のとき	<u>19, 000円</u>
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のとき	<u>40, 000円</u>
0. 6ヘクタール以上1. 0ヘクタール未満のとき	<u>71, 000円</u>
1. 0ヘクタール以上のとき	<u>99, 000円</u>

(6) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき 1, 900円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 3, 000円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のも

のである場合 1件につき 17,000円

(8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項又は第2項の規定による証明書の交付 1件につき 4,000円

のである場合 1件につき 19,000円

(8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項又は第2項の規定による証明書の交付 1件につき 4,700円